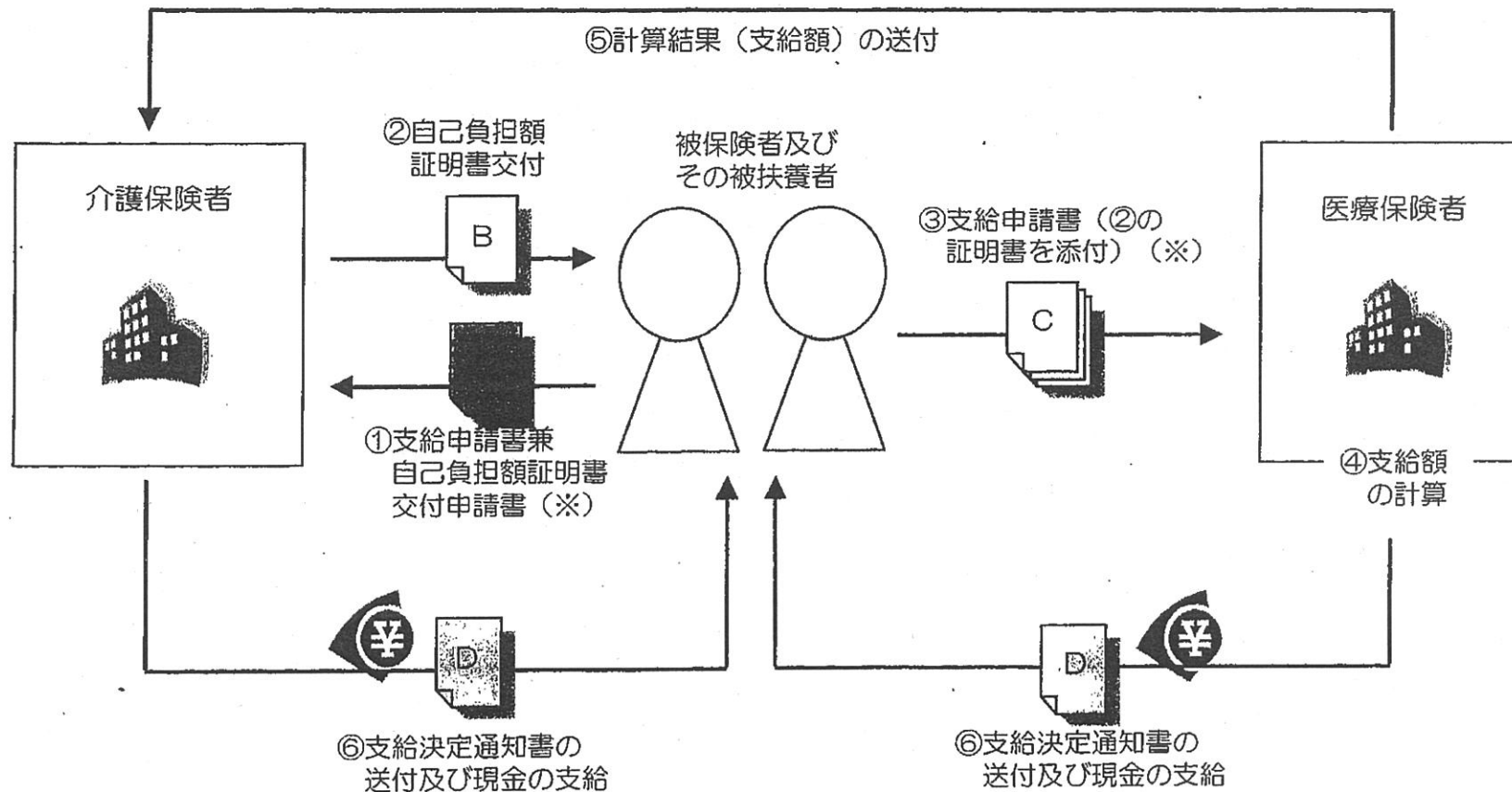


【参考5】

支給に係る事務手続の流れについて

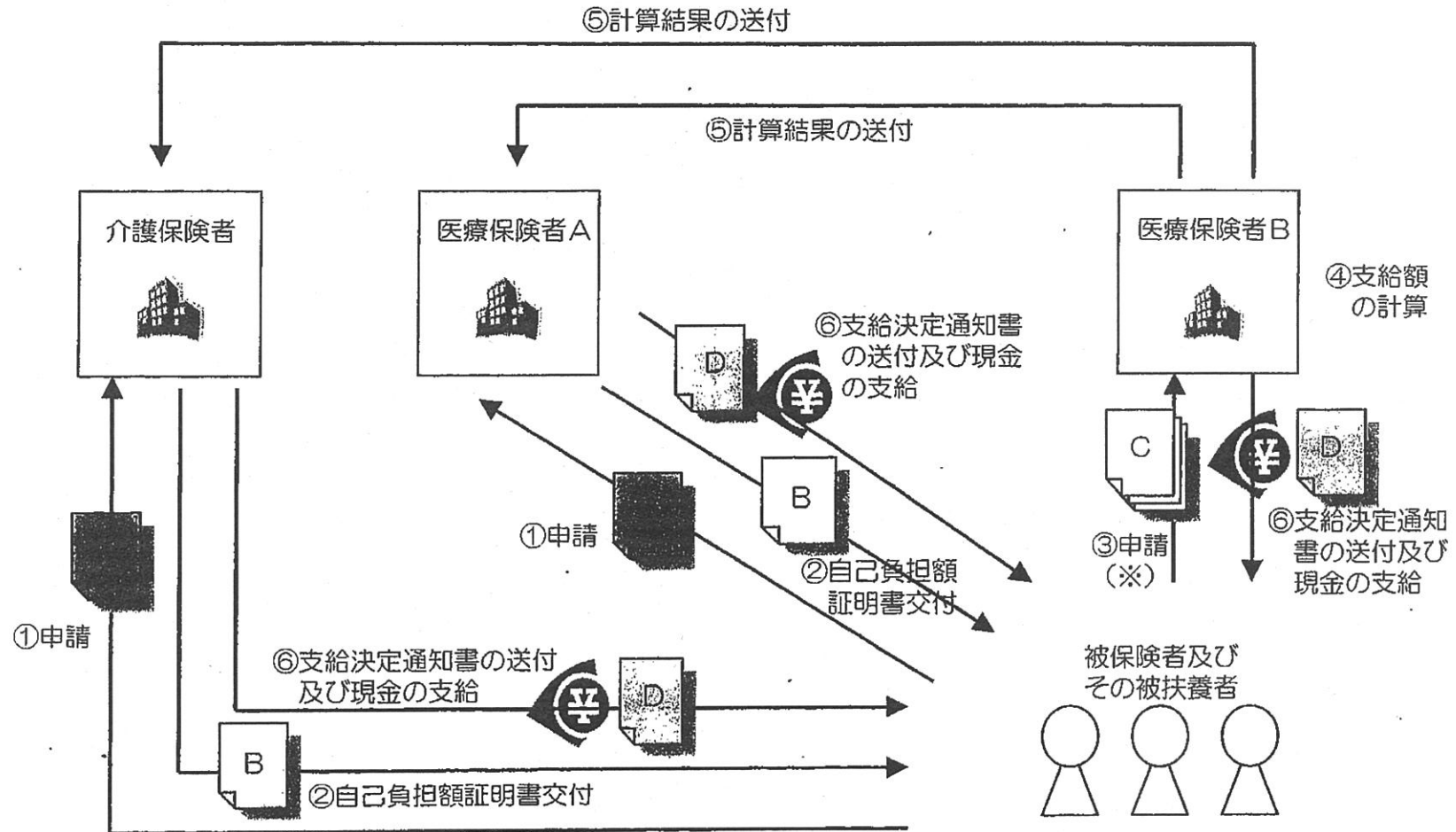
1. 計算期間内に加入している保険者に変更がない場合



(※) 被保険者及びその被扶養者は、介護保険者から自己負担額証明書の交付を受ける。(介護保険者に対しては、個人ごとに介護の被保険者として手続きを行う。ただし、自己負担額が零のときは、当該手続きは省略可能。) 支給計算は基準日に加入する医療保険者が行うため、被保険者は本人及びその被扶養者に係る自己負担額証明書を添付して、当該医療保険者へ支給申請を行う。

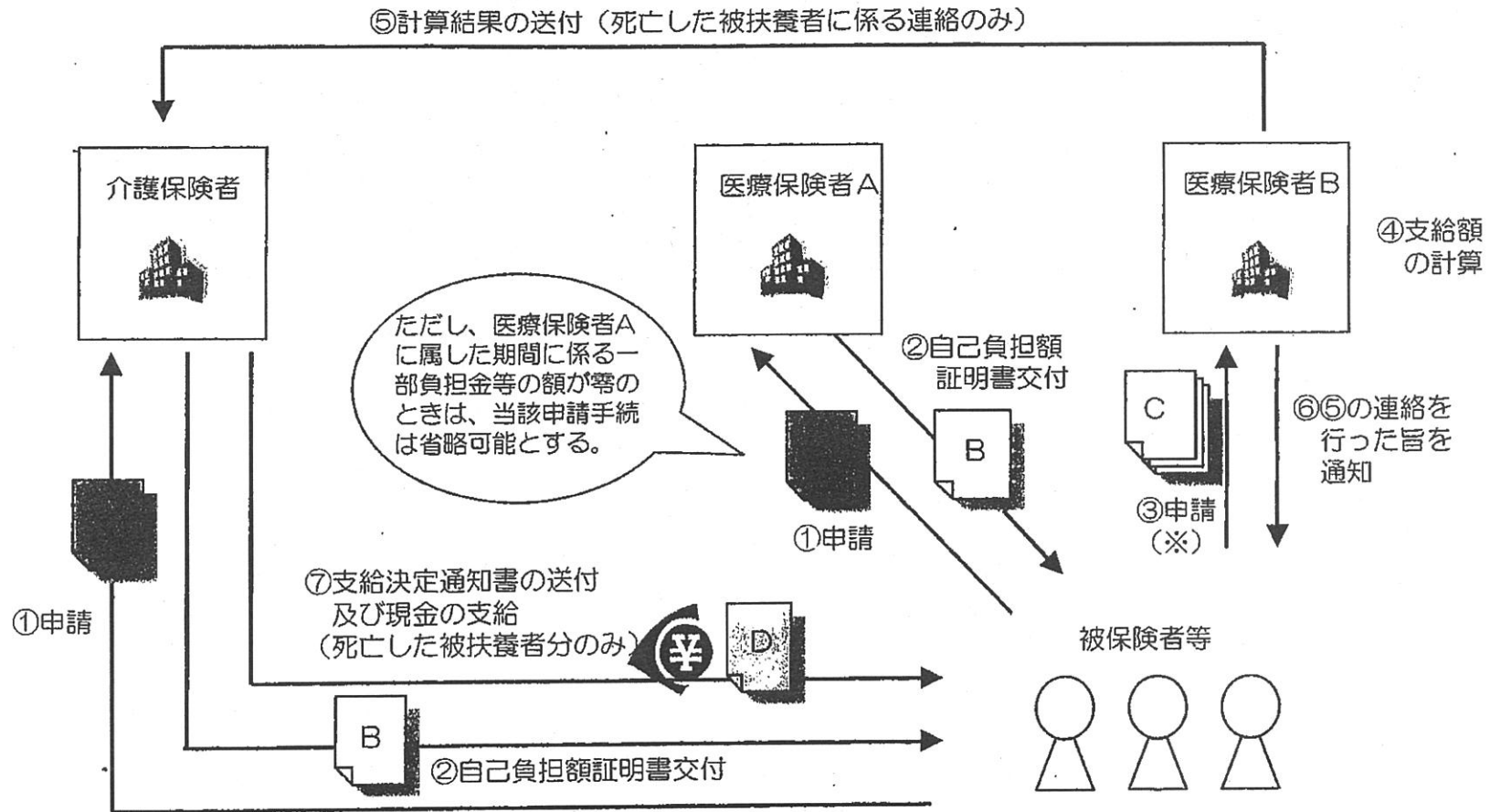
2. 計算期間の途中で加入している保険者に変更があった場合

例. 被保険者等は7月31日現在、医療保険者Bに加入（計算期間の途中で医療保険をA→Bに異動。）。



(※) 被保険者及びその被扶養者は、基準日に加入する医療保険者以外のすべての保険者から自己負担額証明書の交付を受ける。（自己負担額が零のときは、当該手続きは省略可能。）  
 支給計算は基準日に加入する医療保険者が行うため、被保険者は本人及びその被扶養者に係る自己負担額証明書を添付して、当該医療保険者へ支給申請を行う。

3. 計算期間の途中で被扶養者が死亡した場合（死亡した被扶養者に係る支給の事務手続）  
 例. 被保険者等は、被扶養者の死亡時に医療保険者Bに加入（計算期間の途中で医療保険をA→Bに異動。）。



（※）被保険者及びその被扶養者は、被扶養者の死亡時点で加入する医療保険者以外のすべての保険者から自己負担額証明書の交付を受ける。（自己負担額が零のときは、当該手続きは省略可能。）  
 支給計算は被扶養者の死亡時点で加入する医療保険者が行うため、被保険者は本人及びその被扶養者に係る自己負担額証明書を添付して、当該医療保険者へ支給額の計算の申請を行う。